

第36回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第36回定例会

令和5年3月29日

開会 13時00分

閉会 15時00分

出席委員

(21名)

会長 依田 繁二

1 荻原 勝夫

2 深井 佳人

5 関 一夫

6 小林 澄男

7 小山 孝幸

8 青木 茂良

10 成山 喜枝

11 柳澤 峰晴

12 宮下 通

13 大塚 賢

14 齊藤 敏彦

15 関 敏夫

16 小宮山 信幸

17 小野澤 文利

18 笹平 民男

推進 射手 誠司

推進 佐藤 邦利

推進 関 泰秀

推進 杉田 修司

推進 荻原 清一

欠席委員

3 武井 誠

議事録署名委員

10 成山委員

11 柳澤委員

出席職員

(7名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 小林 誠司

事務局 佐藤 一弥

事務局 小野澤 正輝

事務局 黒澤 しほ

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

第9回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

事務局

皆さんこんにちは。本日、第7期の農業委員会の最後の定例総会です。定例総会に先立ちまして、花岡市長より一言ご挨拶をさせていただきます。

市長

本日は、第7期農業委員会の最後の定例総会ということで、これまでの3年間の任期を全うしていただいたことに対して、一言御礼と御慰労のごあいさつを申し上げます。

依田繁二会長を筆頭に、委員の皆様におかれましては、東御市の農業委員・農地利用最適化推進委員として、平素から真摯に市の農業振興・農地政策の推進にご尽力いただきました。

第7期委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大と任期が重なり、活動するにも非常に難しい時期に委員としてお勤めいただきました。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、担い手農家への農地集積・集約化を加速するため、市や各関係機関等と連携しながら、令和2年度末に「人・農地プラン」の実質化を行い、令和3年度には具体的な話合いを進めていくためのモデル地区の選定、令和4年度はモデル地区を中心に具体的な農地の集積・集約化へ向けて地域での話合いへの参画など、これまでに無かった役割も担っていただき、大変お疲れ様でした。

そのような中でも、農業委員会での審議や農地パトロール、地域からの相談・要望への対応、巨峰の王国まつりや火のアートフェスティバルへの出店など、精力的に活動をしていただいたことに関しては、深く感謝申し上げます。

市といたしましては、地域の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨年からの資材・肥料・燃料等の価格高騰が拍車をかけ、厳しい状況にあると認識しており、こうした課題に対応するため、先日提出していただいた提言書を参考にさせていただきますながら農業施策に反映し、農業振興を図って参ります。施策を進める上で、今後とも委員として培われた豊かな経験と知識を生かしていただき、地域の農業振興の推進のため、引き続きのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。最後となりますが、3月31日をもって、多くの委員の方が退任されることとなりますが、4月以降の新しい農業委員のサポートにつきまして、お願い申し上げますとともに、これまでのご尽力に、深い敬意と心より感謝を申し上げ、今後ますますのご健勝をご祈念し、挨拶といたします。

事務局

それでは開会に先立ちまして事務局からいくつかご連絡を申し上げます。本日、1番の荻原委員につきましては少し遅れるということでご連絡をいただいております。

また3番の武井委員につきましては、本日欠席ということでご連絡をいただいております。あと、本日第8期の農業委員の皆様方に、本定例総会を傍聴していただいております。8期の皆様方におかれましてはお忙しい中、傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。また4月からよろしく願いいたします。

傍聴に当たりまして、傍聴の皆様方をお願い申し上げます。本日の傍聴につきましては、農業委員会の会議規則に基づきまして、傍聴をお願いするものです。傍聴人につきましては、会議場において発言等を行わないようお願いをしているところですので、ご理解のほどお願いいたします。また、途中で都合等により退席をされる場合にあっては、本日受付でお渡しをさせていただきました会議資料の関係ですが、個人情報等も含まれておりますので大変恐れ入りますが、退席される際には、受付へ資料をお返しの上、退席いただくようお願いいたします。

それではただいまから第36回の農業委員会定例総会を開会させていただきます。

まず始めに会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名人の指名また議事進行についてよろしく願いいたします。

議長

第7期は、新型コロナウイルスの感染症の中で終始した3年間です。月、年度ごとの内容につきましては、ただいま市長から、重要な点はお話がありましたので、私の方は略させていただきます。

当委員会は、3年間どなたも新型コロナ感染症にかからずその都度総会を開催することができました。誠にありがとうございました。委員各位の連携と農業委員会事務局をはじめ、市関係部署のご支援、ご協力があったからこそです。

この36回の3年間の定例総会が無事、本日をもって終了することになりますが、皆さん方には感謝申し上げる次第です。

3年間を振り返りますと委員会活動が制約される中で農業を取り巻く環境は、担い手の減少と高齢化の進行により、集落機能が低下する中で、不耕作地の増加が懸念される日々が毎日続いております。人・農地プラン推進会議で確認されました。

実質化に向けた取り組みの内容につきましても昨年、5月農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランという表現が地域計画という形で法定化されております。そのような中で、第8期に引き継ぐわけですが、農地、優良農地を維持することについては農業委員会の役割が一層重要視されることとなりました。このような時期に、第8期委員の皆様にご傍聴いただく中で議案審議はいかに重要性があるかということ、再確認されまして慎重審議されますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、10番の成山喜枝委員と、11番の柳澤峰晴委員をお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は9件の案件が出ています。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。番号1・2については譲受人が同一のため併せて説明します。

番号1・2 ○○番、○○番と○○。 図面は1ページをご覧ください。

○○から100メートルほど西にある農地になります。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。いずれの譲渡人も、農地の管理が難しく譲受人に譲渡するものです。譲受人の自宅と農地に隣接しており、これまでも適切に管理されていることから、問題ないと判断しました。

続きまして、番号3、○○番ほか3筆、図面は、2ページをご覧ください。○○付近にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は、該当農地を相続しましたが農地管理ができないため、譲渡するものです。取得後は、ネギ・クルミを栽培する予定です。譲受人の農地に隣接しており、自宅からも近いと問題ないと判断しました。

続きまして番号4、○○番、図面は3ページをご覧ください。○○東側にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は、該当農地を母から相続しましたが学生のため、農地管理ができず祖母にあたる譲受人に譲渡するものです。

譲受人の現在の経営面積は○○平方メートルですが、本申請分を含めると○○平方メートルを超えます。実際の管理は、息子さんが中心に行います。現在は遊休荒廃地になっていますが、息子さんに農地復旧を行う意欲もあることから問題ないと判断しました。

番号5、〇〇番、図面は4ページをご覧ください。〇〇の信号から200メートルほど、北東にある農地です。譲渡人譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため取得するものです。取得後はネギ等の野菜を栽培する予定です。譲受人の農地に隣接しており問題ないと判断しました。

番号6、〇〇番、図面は5ページをご覧ください。〇〇から500メートルほど南にある農地です。譲渡人は、〇〇の方、譲受人は〇〇の方で、地役権の設定になります。申請地の北に隣接する宅地に自宅を建設することに伴い、浄化槽の処理水を南側のため池に放流する配管工事を行います。地上の耕作には支障がないため問題ないと判断しました。

番号7、〇〇番、図面は6ページをご覧ください。〇〇の東側にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため、取得するものです。譲受人の農地に隣接しており問題ないと判断しました。

番号8、下の〇〇番、図面は7ページをご覧ください。〇〇から300メートルほど、南西にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、農地管理が難しいため譲渡するものです。現在も譲受人が当該農地を利用権設定して耕作しておりますので、問題ないと判断しました。

番号9、〇〇番ー〇〇と〇〇、図面は8ページをご覧ください。〇〇から150メートルほど西にある農地です。譲渡人は〇〇の方譲受人は〇〇の方です。譲渡人は市外在住のため管理が難しく、譲受人に譲渡するものです。農地取得と同時に、隣接する宅地も一緒に取得します。取得後は、ブドウの苗木を栽培する予定ですので問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは、担当委員に説明いただきますが、番号1と2の案件については、関委員が同時に並行して進め説明をお願いします。それでは関委員より説明お願いいたします。

関委員

よろしくお願ひいたします。地図は1ページ、2ページになります。譲受人は〇〇さん、〇〇の方になります。譲渡人が、1号は〇〇さん、〇〇区在住ですが、昨年ご主人に亡くなられて、後継者もなくて農業ができな

いという事情がありまして、譲受人の隣接地の農地で、引き継いでいただくという形で、農地引き渡しということになりました。もうすでに耕作できる状態となっておりますので引き続きの耕作ということで問題ない案件かと思えます。

2件目の方は、番号2、譲渡人の〇〇さん。〇〇歳のご高齢で、農地の規模縮小で、先ほどの〇〇さんにご相談があり、譲受人の〇〇さんの南側ですが、隣接地でこちらもそのまま耕作を引き継ぐということで、お話がまとまったと伺っております。
よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの関委員から詳細にわたって説明がありました。ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでしたら、採決とさせていただきます。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。
続きまして番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。
続きまして、番号3の案件について関委員より説明をお願いいたします。

関委員 よろしく願いいたします。先ほど地図1ページと2ページでお伝えしましたが今回が2ページの案件になります。譲渡人が〇〇さん、〇〇在住で、譲受人が〇〇さん、〇〇区に在住となります。こちらに戻ってこられて農業規模拡大中で、譲渡人は耕作が難しいということで今回の話がまとまりました。クルミ等が植わっている畑はそのままです。あと、畑の方はネギ等の野菜を栽培するというので伺っております。譲受人の方も農業委員さんで問題なく耕作が続くかと思えますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号3の案件につきまして、質疑に入りますがご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。どんな細かいことでも結構ですからご質問ある方は、どうぞ質問してください。特にございませんか。ないようですので、採決に入りたいと思えます。

番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。
続きまして、番号4の案件につきまして同じく関委員より説明をお願いいたします。

関委員 よろしくお願ひいたします。地図は3ページです。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。譲渡人のお母様が亡くなられて相続で引き継ぎましたが、まだ〇〇歳の学生で耕作もできず農地の管理自体ができないということで困って、祖母の〇〇が相続、農地を活用して管理をしていくということで、今回のお話がありました。場所は〇〇の東側、〇〇さんと〇〇さんの間にある休耕の状態の木も生えているような状態になっており、実際譲渡人さんが何かを耕作するとか農地を綺麗にするというのは難しい状況です。〇〇さんと息子さん、あとは農業も人を使って、耕作している土地もありますので、このままの状態でも何でもできないよりは、おばあさんに引き継いでもらって、一旦農地として復旧して使っていただく方向に進めればということで、今回の案件となりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの関委員から詳細にわたって説明がありました。ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。先ほど息子さんが経営するという話が説明の中でありましたが、年齢は〇〇歳代ということでご質問ご意見ありませんか。
ないようなので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め、決定といたします。
続きまして番号5の案件につきまして、同じく関委員より説明をお願いいたします。

関委員 よろしくお願ひいたします。地図は4ページです。〇〇の信号から北に上った東側にある角の土地になります。譲渡人は、先ほど1号の案件と同じ〇〇さんです。農業ができず隣接の農地譲受人の〇〇さんが耕作して、今回、〇〇さんが引き受けて耕作をしていただけということで、今回のお話となりました。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。番号5の案件につきましてご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

ご質問ありませんか。ないようであれば採決に入りますがよろしいですか。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め決定といたします。

 続きます、番号6の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いいたします。

小宮山委員 それではご説明いたします。資料は5ページになります。場所は〇〇と〇〇の境になります〇〇沿いの農地になります。先ほど説明がありましたとおり、譲受人が〇〇の方でこちらに移住してこられて新築住宅を建てられるということで以前は空き家でしたが、そこを解体して新築を建てる計画になっています。新築の西側になりますが、浄化槽設備の設置でそれに付随して浄化水を農地側の方のため池に配管を敷設して流すというような計画になりました。この案件は地役権の設定で、住宅地の南側〇〇番一〇〇の南側のため池に浄化槽からVUφ100ぐらいの配管を設置するという、地役権設定ということです。譲渡人と譲受人の関係は親子で、その周辺の農地は譲渡人、〇〇さんの所有のものになっております。以上ですが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいまの番号6につきまして説明がありましたが、この契約内容は地役権設定について事務局で補足説明をお願いいたします。

事務局 地役権についてはその所有者以外の方は、何かに用途を使うときに設定するものです。他の今まで出た案件ですとガスのパイプライン、そのようなものを地中に通した部分にその該当面積の部分に地役権を設定するような形になっております。

議長 ありがとうございます。それでは番号6の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。

杉田委員 浄化した水をため池に流すということですが、これは生活雑排水を浄化して直すということですか。そうしますとそのため池の下は、田んぼなのかと思いますが、いずれも周辺農地への汚染というか影響があるような気がしますその辺は法的には全く問題ないのかと思います。

議長 事務局説明をお願いいたします。

事務局 ただいまのご質問いただいた事項につきましては、所管する浄化槽の部署に確認しております、そちらの方に問題ないです。また設置後、法定点検もありますし水質の検査もありますので、そちらの周辺農地には問題ないと判断しております。

議長 ただいまの説明で理解していただきましたか、よろしいですか。

杉田委員 いずれしても問題の起きないような形でお願いしたいと思います。

議長 ただいまの質問の中で、結果的に問題が起きないような形で、設営をしていただきたいということですので、そのようによろしくお願いします。

それでは続きまして他にありませんか。
ないようでありますので採決に入ります。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め決定いたします。
では続きまして番号7の案件につきまして、同じく小宮山委員より説明をお願いいたします。

小宮山委員 場所は、〇〇沿い南北にある水田ですが、資料は6ページになります。譲受人は、〇〇の〇〇さん。譲渡人は、隣接市町村の〇〇さんです。以前より〇〇さんから、高齢その他の事由により譲渡したいという旨が〇〇さんの方にお話がありまして、今回、話がまとまり申請という形になりました。当該農地の周辺は、〇〇さんが所有する水田で耕作するにも特別支障がないので、問題はないと思いますがご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明でそれぞれご理解いただけたかと思いますが、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。質問ありませんか、ないようでありますので採決に入ります。よろしいですか。

それでは番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め決定いたします。
続きまして、番号8の案件につきまして大塚委員より説明をお願いいた

します。それでは最後の案件ですがよろしくお願ひいたします。

大塚委員

資料は7ページをご覧ください。地名は〇〇で、〇〇がありますがそこから50メートルぐらい、東寄りのところで坂の残ったところです。譲渡人が〇〇に住んで、〇〇さんという方で、譲受人が〇〇、〇〇さんです。これも〇〇さんは前から借りてワインブドウを植え、栽培していたようですが譲渡人が高齢化で農業を耕作できない。他に管理ができないので売却をしたいということです。それで譲受人の〇〇さんはこれを借りて耕作をしていましたので、継続したいということで、購入したいという話が出て購入するということです。それで土地につきましては、果樹地帯でリンゴ、ブドウが主になっています。通学路・人家に関係なく防除も地域に従いますので問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それではご質問を受けたいと思います。番号8の案件につきまして、質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。よろしいですか。

特にご質問ございませんか。質問ないようですので、採決に入ります。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員の賛成と認め決定いたします。続きまして、番号9の案件につきまして深井委員より説明をお願いいたします。

深井委員

それでは、図面8ページをご覧いただきたいと思います。先ほど説明がありましたとおり、〇〇地籍の長さが増員の2つの農地の関係になります。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳の高齢で、経営規模を縮小したいという希望がありました。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇に住んでいます。こちらもいずれ、ある期限後経ちますと移らなければいけないという事情もありまして、こちらの〇〇と〇〇の間の住宅付き宅地住宅と同時に移転して、ブドウの耕作地にもしていますが引き続き耕作したいということで、問題がないとは思いますがご検討のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。番号9の案件につきまして、今話がありましたが、これは新規就農者です。〇〇さんの方は新規就農者です。補足説明が皆さんにありましたらお願ひいたします。それでは番号9の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

ご質問ご意見ありませんか。ないようですので採決に入りますが、よろしいですか。

それでは採決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございました。出席者全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について本日は3件の案件が出ております。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請についてです。番号1、〇〇、所有権移転です。資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇信号の東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在借り家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため転用は問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は11ページ、12ページをご覧ください。場所は〇〇の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在〇〇に住んでいますが、高齢のため息子が住む東御市内へ移住を希望しており、申請地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。水道、下水道管が埋設されている道路沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、概ね500メートル以内に〇〇と〇〇が在する第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇番〇〇、使用貸借権の設定です。資料は13ページ、14ページをご覧ください。場所は〇〇の南東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は、現在借り家に住んでおり手狭なため申請地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種住居地域で、用途地域内の第3種農地のため転用は問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは、番号1番からそれぞれ委員の担当委員の皆さんにご説明をいただきたいと思っております。

関委員

説明します。図面は9ページ10ページを参照願います。場所は〇〇の信号から約東へ200メートルぐらいです。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇さん、〇〇さんは現在アパートに住んでいますが手狭になったために、

このところに土地を購入して住宅を建設したいということです。周りに2件ありますが、説明済みとのこと。特に地図でわかりますように、裏手の方はほとんど住宅になっていますので、この辺の農地の方も家庭菜園程度の農地ですので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。住宅敷地のために所有権移転したいということですが番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございました。出席者全員の賛成と認め決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いいたします。

射手委員

この場所は〇〇沿いにある〇〇の北にある農地になります。資料、図面は11ページ12ページに出ていますので、参照ください。譲受人は〇〇の〇〇さんと〇〇さんご夫妻、譲渡人は〇〇の〇〇さんになります。譲受人である〇〇ご夫妻は現在〇〇に住宅を所有して住んでいます。高齢になり、〇〇は寒く身にこたえるようになってきたそうです。また、老後の健康などを考え、現在、息子さんが東御市〇〇地積に、住居を構えて住んでいることから息子さんの近くに移住することを計画したそうです。そしてまた家庭菜園もしたいという希望があり、土地を探していた結果、申請地が条件にあった土地であり買い受けて住宅を建設し移住したいということです。なお〇〇の住宅については、売却処分をするそうです。譲渡人の〇〇さんは、足が不自由で病気も抱えており、農業ができません。また、弟さんも他界して農業を継承する人がいない状況で困っていたそうです。このため売却処分をしたいということで、隣接地権者である2名の方への説明も終わっているそうです。第3種農地で特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま詳細にわたって説明をいただきました。番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

ご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りますがよろしいですか。それでは番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

す。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め決定といたします。
続きまして番号3の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いいたします。

関委員 それでは地図の13ページから14ページを参照願います。〇〇-〇〇の休耕地の畑です。〇〇から南へ約20メートル入った場所です。譲受人〇〇さん、譲渡人、〇〇さんとは親子関係です。譲受人〇〇さんが、現在、〇〇の〇〇病院で人工透析の理学療法士として勤務し、家族で借家に居住しておりますが、手狭となり今回申請地を父から使用貸借し、住宅新築のための5条申請となります。譲渡人は求めに応じたものです。雑排水は公共下水道に接続、雨水は浸透枳を経て、地下浸透処理をします。隣接する農地、畑からも承諾をいただいております。周辺農地への影響もなく、第3種農地で特段問題ないと考えますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、〇〇さんは、来年4月以降〇〇、または〇〇の医療機関へ転職する予定とのことです。

議長 ありがとうございます。詳細にわたって説明ありましたが、第3種農地ということであり、周囲の農地の所有者の方には迷惑をかけないという内容になっております。番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

ご意見等ありませんか。ないようですので採決に入りますがよろしいですか。それでは番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして第3号議案、農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画3月分について説明します。資料の4ページから8ページが通常の利用権設定です。44件、107筆、合計147、755平方メートルです。資料の9ページが所有権移転です。4件、6筆、合計10、463平方メートルです。資料10ページから11ページが中間管理機構を使った利用権設定です。21件、38筆、合計5

8, 925平方メートルです。全体の合計は69件、151筆、合計217, 143平方メートルです。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上、発言をお願いします。

齋藤委員 よろしく申し上げます。4ページの12番ですが、場所は〇〇の〇〇になり、ワインブドウを植えるということで書いてありますが、〇〇さんはどういった形でここへ入ってこられたのか、もう一つは、〇〇のブドウの地区について、ワインブドウが入っているものかどうかということ、周りが果樹地帯かどうかということもあります。その辺の回答をお願いしたいと思います。

事務局 まず、農地を借りる方の〇〇さんについてですが、現在地域おこし協力隊として活躍されている方で、業務を行いながらワインアカデミーへ通っている方で、今回ワイン用ブドウを自分で作りたいということで、農業を始める方になります。場所につきましては、東御市農業農村支援センターに〇〇さんをご相談にこられまして、こちらの農地を借りることになったという経過があります。

ワイン用ブドウに適した農地かどうかということですが、今現在くるみの木が植わっていて、もともとの果樹ということですのでくるみの木を伐採してワイン用ブドウ新しく始めるとお話は伺っております。

議長 ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

齋藤委員 今はどういう形になっていますか。

事務局 今くるみの木が植わっているということです。

齋藤委員 いずれにしても、荒廃農地という中でワインブドウは入っていただいて、しっかり管理をしていただき、荒廃農地を減らすという中で、市としてもそういう形の中で入ってきている、来ていただいているということです。そこを踏まえてお考えいただいて、入植していただくような形で市としてもお願いしたいと思っています。

議長 ありがとうございます。ただいま齋藤委員より建設的なご意見をいただいたわけですが、そのような形で進めるようにまた事務局をとおして、〇〇さんに話をしていただくようにお願いしたいと思います。他にご質問

ありませんか。

宮下委員 お聞きしたいのですが、5ページの20番から2ページ以上にわたって、〇〇が入っています。これだけの広大な面積を一度に限ることなく、かなり大変なことじゃないかなと思ったのですが、いろいろ作物を作る予定になっていますがどんな会社か紹介して欲しいです。

議長 柳澤委員、補足をお願いします。

柳澤委員 〇〇は代表の1人が〇〇さんで、畑と田んぼを幅広くやっています。今年、この方のおかげで〇〇の一部はもう荒れた形が一つもないと思います。そういうことで理解していただきたいと思います。

議長 ただいまの補足説明でよろしいですか。〇〇に任せることで、遊休農地はなくなります。ただ借りるだけではなくて、すべての畑においても水田においても耕作をされているということで私も認識しています。説明をありがとうございました。

他にございますか。

小野澤委員 7番から9番の〇〇さんの関係ですが、〇〇ですね。この方がどういう方が存じませんが、作物はブドウ栽培するような計画になっております。これは加工ブドウではなくて普通のブドウかどうかということと、賃借料が0円の人と、そうでない方がいるようですが、これはなしでいいですか。そこの確認をお願いします。

事務局 まず、〇〇さんについてですが、3月まで〇〇で研修をされている方になり、4月から東御市でブドウ栽培を始める方で、〇〇が持っている農地を解約して〇〇さんが新しく契約するということです。賃借料につきましても、そちらから継続しているものになります。ブドウにつきましては生食用ブドウということです。

小野澤委員 説明いただきましたが継続して〇〇ってことはどういうことですか。

事務局 もともと〇〇さんと〇〇で農地の契約をされていて研修用の農地として〇〇さんが研修してしまして、その頃から、こちらの賃借料で行っているもので、それが継続されているものになります。

小野澤委員 わかりました。

議長 他にご質問ご意見ある方はどうぞ。よろしいですか。

宮下委員 4 2 番からその下、〇〇さんが出ていますが大丈夫ですか。4 4 番〇〇さんも名前出ています。退院されて農業ができるということですか。

議長 次長から説明をさせていただきます。

事務局 4 2、4 4 ですが、借受人の〇〇さんですが、先日までご入院をされていらっしゃるしまして、3 月の中旬ぐらいにご退院されています。地元の方でもご心配をいただいている、私どもでも耕作の関係と今後の関係等をご本人にお伺いをさせていただく中で、社員さんもいらっしゃるということで、社員さんと一緒に耕作を続けていかれるということでお話しは伺っています。これからも社員さんと引き続き耕作継続されていくということでお話を伺っているところです。

議長 説明したとおりですがよろしいですか。

私の方からお話させていただきます。

農地利用農用地の利用集積計画が、それぞれ委員の皆さんの中で申請があった場合には質問等があるかと思いますが、その審議につきましてはその場で、議案の関係だけについて本人にご退出していただき、その審議に入れないような形で今まで取ってきています。

そういう関係ですので現在、荻原委員が見えませんが審議に入ります。

ただいまの、農用地利用集積計画の3 月分の内容につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。

それでは荻原委員参りましたので続けさせていただきます。

今日は武井委員が欠席しています。

(荻原勝夫委員入室)

議長 それでは第4号議案の内容に入りたいと思いますが、12ページをお開きください。第4号議案東御市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針見直し案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第4号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてです。資料は15ページ、議案は12ページからとなっております。今回、12ページの議案は指針の案でお示しをしています。

制定が平成31年4月26日にされたもので、今回この総会でお認めいただければ、今日の日付で改定というようなものになっています。

中身につきましては、12ページから16ページまで、この最適化に関する指針ということで定めているところですが、資料の15ページに、なぜ今回この見直しに至ったかというところで長野県からの通知を付けてあります。こちらをご参照いただければと思います。

今回のこの指針については、関東農政局から令和5年の4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に適切に対応するために、すでに策定済みの農業委員会においては、令和4年度末までにこの見直しを行う必要があるということで連絡がありました。

この内容につきましても、下記に留意してご対応いただきますようにと連絡がありまして、その留意事項が今回の主な改正点となっておりますので、若干ご説明させていただきたいと思います。

1の(1)ですが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条第1項 第3号の内容を反映させるために、目標の達成状況の評価の方法を追加する必要があるということと、(2)番、この指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないことは、こちらも改正農業委員会法の中で触れられているところです。

また、この指針を変更したときは遅滞なくこれを公表しなければならないということで、ここも改正農業委員会法の中で触れられています。

今回お認めいただき、県農業会議を通じて公表されるものになっています。中身について触れさせていただきますが、次の16ページから改正案と現行との新旧対照表をお付けしてあります。改正案の変更している部分については太字の下線を引かせていただいています。今回、農地等の利用の最適化に関するところです。

事務局

議案の方と、資料の方で、ページがそれぞれございまして、資料①の方は15ページから、議案の方は12ページからになっている資料です。

先ほど私が説明した県からの通知の中身につきましては、資料①の15ページに記載されています。16ページからはこちらで作成しました改正案と、現行との新旧対照表になっています。変更している部分は黒字、下線を引いてお示ししていますが、特に変わったところにつきましては、17ページの下段の略の上あたり括弧新設というところで、右側の現行の立て列の下の方に括弧新設と書いてその左側の改正案のところを見ていただきますと、丸がついて、

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図るといったように、18ページでも同じように、中段ですが右側の現行で括弧新設というふうに書かれているところの左側を見ていただきますと、(3)番、遊休農地の発生防止解消の評価方法が追加されて、新設されているということがわかりいただけるかと思えます。

あと18ページが一番下の段ですが、目標設定の考え方が、前回は第2次東御総合計画後期基本計画というもので、現行書かれているところが左側の改正案では、令和4年度最適化活動の目標設定等ということで変更しています。こちらにつきましては県から示されたこのテンプレートに合わせたところと含めまして、農地の最適化活動の目標設定に合わせて時点修正をさせていただいています。そのため、県のテンプレートと、それから平成31年から令和4年度までの間に時点修正を加えた形で、お示ししたのが今回のこの指針になっているところなのです。この変わったところを新しくお作りしたのが、議案の方の12ページから、左上に、議案第4号ということで、記載させていただきました、東御市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、お示しをさせていただいているものです。今回は、法律が変わったところで、県の方からテンプレートが示されまして、そこへの落とし込みと修正をし、実施してきた最適化活動等に関することの時点修正を加えたものを、新たな指針ということで改定させていただいて、皆様にお認めいただければというところなのです。よろしく願いいたします。

議長

最終的には、議案の12ページ、下に1からそれぞれ5ページまで書いてありますが、本日、案が承認されれば、令和5年3月29日付で東御市農業委員会としてこれは発令されますので、最終的にはこの番号1から下に5まで書いてある内容を見ていただきたいです。小宮山次長の方から追加補足の説明がありますのでお願いします。

事務局

今回のこの指針の改正ですが、これで第7期の皆様方の任期が満了されるこのタイミングで、委員の皆様方の中では第8期の皆様方のご議論した方がいいのではないかというご感想をお持ちになられた委員さん方もいらっしゃるのではないかと思います。その点を若干の補足をさせていただきます。この農地利用の最適化の推進に関しては、農業委員の皆様方が農地利用の最適化活動を行うにあたっての一つの目標というもので、活動の方向性を定めたものということになっています。先ほど申し上げた通り平成31年度に、制定されています。なぜこのタイミングかといいますと昨年の6月頃に、この最適化の目標を、皆様方が今いろいろと苦労しながら書いていただいて活動記録を毎月出

していただかなければいけないとか、集積目標等を定めたものを昨年の6月にお示しをしてお認めをいただいたかと思えます。その目標の数値と平成31年に作った数値の関係や活動の方向性が、国の考え方が若干変わってきていますので、現時点でここで改正になる農業委員会、東御市は改正になりますが、改正にならない農業委員会も全国には多くありますので、国としては、一旦その6月に定めた目標、活動の方向性について、この4年度末までに改正をなさいたいということで通知が来ているということが1点あります。その上で、長野県自体はこの令和5年の6月に、この一つ上の県の指針というものを見直す予定になっております。

第8期に入りましてからは、県の指針が見直されますので、当然それに合わせた形で再度この指針を改正させていただくこととなりますので、その際に改めては委員の皆様方には、内容ご説明をして県が作った指針に合わせた形で、この指針が再度改定されるということになっております。

このタイミングでの修正につきましては、先ほど申し上げた最適化目標の数値的部分の時点修正と、あと国が求めている評価の方法が文言の修正追加の指針修正だけ国であらかじめかけて欲しいということで今回お示しをさせていただいています。本来であれば8期活動始められる皆様方がご審議いただければよろしかったのですがこの3月末までには改定を終えるということがありましたので、今回このタイミングでご審議をいただくということになりました。ご理解をいただければと思います。

議長

ありがとうございました。

7期の皆さんと今日傍聴に来ていただいておりますが8期の委員になられる方につきましても今説明いただいたような形でご理解いただけましたでしょうか。

7期のみなさんよろしいですか。それではご質問ほかにございませつか。ないうでございませつか、採決に入りたいと思ひませつか。

ただいまの、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について括弧案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたしませつか。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員賛成と認め決定といたしませつか。案を消してもらいたいと思ひませつか。よろしくおひれいしませつか。

それでは、続きまして第9回の農業経営改善計画認定審査会です。議案について事務局より説明をお願いいたしませつか。

事務局

本日は5件出ていますので、事務局から1件から5件まで全部一括説明をさ

させていただきます。担当の委員の皆さんは1件ずつ、補足説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

事務局

第9回、農業経営改善計画認定審査会意見聴取について説明します。本日は5件申請があります。それでは早速ですが2ページからお願いいたします。

〇〇さん東御市〇〇の方になります。令和3年2月まで、認定農業者で更新を続けていましたが、ここ2年更新がなくて今回、申請をするという形で新規の扱いにはなっていますが以前から継続している方になります。営農類型ですが、肉用牛で5年後の目標も肉用牛です。現状の年間所得ですが、〇〇目標については〇〇で年間の労働時間は、4,400時間、目標4,400時間ということで主たる従事者は、〇〇さんと奥様の〇〇人で経営をされています。生産についてですが、WCS、米、牧草ということで、米については自家用と普通的水稲ですが、その他WCSと牧草については、牛に食べさせる飼料の作付をしているところです。肉用牛は飼育頭数〇〇で生産が〇〇、目標については少し増やして〇〇、生産量は〇〇頭になります。続いて3ページお願いいたします。

農用地については、所有地と借入地あわせて〇〇アール、目標は〇〇アールで借入地を増やしていきたいということです。農業生産施設については、畜舎で〇〇平方メートル、目標も同様となります。

続いて、生産方式の合理化に関する現状と目標ですが、現状、飼料高騰対策として自給飼料の生産を利用しており、今後についても作付を拡大していきたいということです。経営管理の関係ですが複式簿記会計管理、青色申告も行っているので今後も継続していきたいということです。

農業従事の態様の改善については、臨時雇用者を利用しながらできるだけ休日を取得していきたい。その他の農業経営に関することは今後の経営継承に関することですが、現状は後継者がいない状況ですのでそういったことを組みながら考えていきたいということです。

構成役員ですが下記のとおりです。臨時雇用について〇〇人から〇〇人、延べ人数は〇〇人から〇〇人です。4ページですが、生産方式の合理化にかかる農業機械の取得計画で、すべて更新になりますが5年の間で更新していきたいということです。

5ページですが、収支計画になります。現状の売り上げ、目標の売り上げ、生産頭数を増やして売り上げを上げていくということです。飼料費、高騰等厳しいですが、自給飼料を利用しながらできるだけ経費をおさえ〇〇の所得を目指します。

続きまして、6ページになります。

〇〇さん更新の案件です。

農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類（生

食ブドウ)です。年間所得については現状〇〇、目標については、〇〇です。それから年間労働時間3,800から3,400、主たる従事者の人数は〇〇で、〇〇さんと奥様の〇〇で経営をされています。生産につきましては、生食ブドウで作付〇〇アール、目標は〇〇アールとなります。作付が減っている理由、所得が減っている理由、年間労働時間が減っている理由、すべてで借入地でやっているもので、返却をする畑があるため、それらを合意解約をして、作付が減るということで、お互い了承済みです。所得は減りますが〇〇を維持できるということで今回の継続の目標を上げているところです。

続いて7ページをお願いいたします。

それに伴って借入地が〇〇から〇〇に減ります。農業生産施設ですが、ビニールハウス1棟で加温式となります。

生産方式の合理化に関する現状と目標ですが、ハウス栽培における生産の効率化高度化スマート農業の推進を図りたいということです。ハウス内の温度管理のため、現場に駆けつける回数が多いので、そこをスマート化してハウス管理の効率化を行いたいということです。

それから新品種の導入ですが、シャインとナガノパープルがメインですが、それにクイーンルージュを増やして品質をそれぞれ向上させて高付加価値商品として所得を上げていきたいということです。

経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、複式簿記による青色申告を実施済みですので引き続き実施していきたいということです。

農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、多様な人材の育成定着に向けた取り組みで、同じ雇用者を雇えないこともあるので各機関を通して人材を募集し、ある程度毎年決まった方を確保していきたいということです。

その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、農繁期における休日の確保で、先ほどのような農業従事の対応に改善できれば、定期的な休日を確保できるので取り組んでいきたいということです。

生産方式の合理化に係る農業用機械等取得計画はみどりクラウドで、先ほど説明した農業用のITサービスになります。温室補助の状況をリアルタイムで確認できるモニタリングシステムです。

それでは続きまして9ページをお願いいたします。

続いて、〇〇で更新案件となります。

代表者につきましては、代表取締役で〇〇さんです。法人の設立日平成7年4月3日です。営農類型は、果樹類でワイン用ブドウを育ててワインを販売しています。目標についても同様です。年間所得につきましては、現状〇〇、目標〇〇、年間労働時間については8,000時間から6,000時間で減っていますが主たる従事者の中で、高齢の方の時間が減っていることが理由になります。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産について、ワイン用ブドウ〇〇アールに対して作付目標が〇〇アールとして増えています。それから西洋野菜〇〇アールで目標も同様です。

加工販売については、ワインで現状〇〇から〇〇の目標を立てています。農家レストランについてはほぼ同様の〇〇です。

ワイン製造の増加に関しては、〇〇地区のワイン用ブドウが徐々に取れ始めますので、そのワイン用ブドウの生産が大幅に上がってくるということですので売り上げが上がる目標を立てています。

農用地につきましては、作付面積が合計〇〇アールで目標については〇〇アールです。

農業生産施設については、ワイナリー販売所、農業用ハウスを所有しており、目標も同様となります。

続いて、生産方式の合理化に関する現状と目標ですが、〇〇ワインブドウ団地での耕作開始で栽培面積が拡大するので、周辺の栽培者と協力しながら効率的な農業機械やスマート農業の導入等をして、生産の効率化を進めていきたいということです。

また、有機農業の取り組み脱炭素技術を利用した生産管理の推進により農業生産を目指していきたいということです。

経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、ワイン生産の拡大に備えこれまで築いてきたブランドマーケティング力をさらに強化し、新たな販路を開拓していきたいということです。

それから販売管理会計管理業務において、デジタルトランスフォーメーションを推進し効率化に努めていきたいということです。

農業従事の様態の改善に関する現状と目標ですが労働環境の待遇の改善を図っていきたいということです。

その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、東御市ワインのパイオニアとして東御ワインブランド向上の先頭に立って、地域農業の活性化に貢献していきたいということです。

経営の構成については、以下のとおりで役員が高齢化しているので、5年後には年間の農業時間が減ってきます。

減った農業時間については、常時雇用を増やして対応をしていく予定です。農業用機械等の取得計画はスピードスプレイヤー、乗用モアで更新となります。

以上が、〇〇の計画です。

続いて、12ページになります。

こちら更新で、以前は〇〇 〇〇さんの果樹園で、〇〇さんと〇〇さんの共同申請であったのですが、この度、2023年2月9日に法人化をされてまた継続的に認定農業者として頑張っていきたいということで今回申請が上がっているところです。

〇〇で、代表者は奥様、〇〇さん、旦那さんは〇〇さんで〇〇人で経営をされています。

農業経営体の営業活動の現状及び目標ですが、営農類型は果樹類で現状も目標も同様で、年間所得は現状〇〇、目標については〇〇です。年間労働時間については、3,900時間、目標3,800時間とほぼ同じで、主たる従事者の人数は〇〇です。生食ブドウ作付は現状〇〇アールですが、目標は〇〇アールということで生産量もそれに伴って〇〇キログラムから〇〇キログラムで目標を掲げているところです。

加工品関係については現在巨峰ジュースとセミドライブドウを作っていて、セミドライブドウについては少し販売を増加していきたいということで目標を掲げています。

農用地については、現在、借入地が〇〇アールあり目標は〇〇アールということです。

農業生産施設に関しては、5年の中で出荷作業所を〇〇棟建てていきたいということです。

生産方式の合理化に関する現状と目標ですが、現在、SSでは最小クラスの〇〇リットルを使っています。〇〇アールの薬剤散布作業を行っていますが、新たに〇〇台導入して作付が大きくなっても作業時間の短縮、そして分散を実現していきたいということです。

また、人員不足が現状の課題ですが、現在市内福祉事業所を利用することによって労働力を確保していきたいということで計画を立てているところです。

経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、すべての農産物をEC販売、インターネット等で販売しています。

その販売額を上げて所得を確保していきたいということで目標を掲げています。

農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、現在信州の環境にやさしい農産物の県認証を取っており、それを継続して生産体制を図っていきたいということです。

また、福祉事業所との連携をして労働者の多様性を高めて、同時に労働環境の改善を図ってきたいということです。

その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、ジベトリン処理や薬剤の散布タイミングなどを目的とした遠隔栽培管理システムを導入していきたいということです。また防犯カメラ、監視システムをまた導入していきたいということです。

経営の構成については、〇〇さん、〇〇さんです。雇用者についても現状〇〇人、延べ人数〇〇でそれを臨時雇用としてそのまま維持しながら常時雇用を〇〇人ほど増やして、生産拡大に向けて労働者の確保をしていきたいということです。

農業用機械の取得計画は先ほどあった監視カメラや遠隔栽培管理システム等の機器を導入する取得計画が上がっています。

続いて5つ目、これで最後になりますが株式会社〇〇で、〇〇さんです。〇〇さん

は今まで認定農業者でありましたが、法人設立しそれに伴って法人として認定農業者の申請を今回継続で上げてきているところです。

農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型ですが、果樹類でワイン用ブドウです。目標も同様です。

所得については、現状、〇〇で年間所得目標は〇〇です。年間の労働時間についても、4,080時間から現状維持で4,080時間、主たる従事者の人数は〇〇人、〇〇さんと弟の〇〇さんになります。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標で生産については、ワイン用ブドウの作付が〇〇アールで生産量は〇〇トンで、5年後は作付が同じですが〇〇トンに増えます。これについては〇〇のワインブドウが取れ始めて生産量が大幅に上がってくるということです。

農産物の加工はワインの製造になりますが、現状、〇〇のワインはまだ売り上げはないですが、目標5年後には〇〇ほどの〇〇のワインができて売り上げも上がってくるということで目標を掲げています。

農用地については、借入地、現状〇〇アールで目標も〇〇アールということです。

農業生産施設ですが、ワイナリーをすでに〇〇棟お持ちですのでそのまま目標も現状維持の〇〇棟となります。

生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、〇〇地区の10区画に分かれた細かい圃場を今後も管理していく一方で、〇〇ヘクタールを1区画に集約された〇〇地区の圃場で、ブドウの生産量の半分が生産できるので作業効率の向上を図っていきます。

経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、個人事業としてすでに事務所をお願いしている部分があるので今後も同様に継続的にやっていきたいということです。

農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、今後予想される御堂地区の作業量増加に合わせて、雇用によって人手を随時確保して余裕のある作業環境を計画して準備していきたいということです。

その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、温暖化エネルギー価格高騰への対応として、徐々にソーラーパネル、蓄電池連動機器の導入を進めていきたいということです。

構成員については〇〇さん、弟の〇〇さん2人です。

雇用者については常時雇用が〇〇人いて、見通しは〇〇人で徐々に臨時雇用を増やしながら経営を維持されていきたいということです。

農業機械等取得計画は、先ほどのソーラーパネル、蓄電池電動機器の取得計画を上げているところです。

事務局からの説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。番号1から番号5まで事務局に説明していただいた内容が書かれています。担当農業委員の方に今の説明のほかに、ここだけのご説明したい、補足説明したいところがあれば説明をいただきたいと思います。

 まず番号1の、〇〇さんについては、担当委員の笹平民男さんからご説明申し上げます。

笹平委員 この方は認定農業者再申請だと思います。
 事務局の説明もありましたが、当時、肉用牛を〇〇頭飼ってまして、えさの高騰と減反のことがあり、田んぼの青刈りのわらでロールベアラーにして、えさの補助をして上手に飼育しています。堆肥を袋詰めにして販売しています。上手に経営していますので問題ないと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。番号1の関係について全体で何かご質問ありますか。よろしいですか。
 それでは番号2、〇〇さんですが佐藤委員よりお願いします。

佐藤委員 それではご説明いたします。
 〇〇さんは前農業委員の方で、借入地でブドウ栽培しています。
 そのために、経営計画の中で経営面積が減ってしましますが、それは借入期間が10年間で10年経ち、返して欲しいという話が出てその分経営規模が小さくなってしまっていますが非常に頑張っている方です。
 ですから、認定農業者としては非常にふさわしい方だと思います。
 以上です。

議長 ありがとうございました。
 番号2の案件につきまして何かご質問ありますか。よろしいですか。
 それでは番号3の案件につきまして、深井委員、お願いいたします。

深井委員 〇〇ですが、〇〇地区でワイン栽培と農家レストランという形で、さきがけ的な存在として〇〇さんの知名度もありましたが、活躍されている状況です。コロナ渦でレストランは、少し大変かと思いますがますます発展していただくように希望するところです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。
 番号3の案件につきましてそれぞれご意見ご質問ありますか。よろしいですか。それでは番号4の案件につきまして、齋藤委員、お願いします。

齋藤委員 ○○さんは、2回目の申請で法人では初めてで事務局より詳細に説明をいただきましたので、それ以外の報告をさせていただきます。

今の代表社員は、○○さんと言いますが○○の○○出身です。平成23年頃にブドウづくりで農業者を目指して、東御市○○に来て、○○さんの家に3年ほど研修をします。その後、平成26年2月より1年間○○で研修を深めて○○で借りている農地を受け継ぎスタートしました。

現在農地は、○○の農地を引き継いだために○○地区、○○地区、○○地区の3ヶ所に点在して、○○圃場を頑張っている状況です。自然災害等の、リスク管理をしながらデメリットは作業の効率化としては難がある感じを持っているところです。

品種については、種なし巨峰をはじめシャイン、ナガノパープル、クインニーナ、クイーンルージュ等を栽培し、今流行りの短梢栽培を取り入れてやっています。

妻の○○さんは代表者になり栽培を補助しながら経営を見ているという状況です。○○さんは経営補助です。

こういう状況の中では、栽培技術を高めて会社としてもバランスのよい経営をしていると感じました。

今後とも、将来期待される○○の会社であり農業者であるように期待を持っているところですので、私の報告にさせていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

番号4の案件につきましてそれぞれご意見ご質問ありますか。よろしいですか。それでは番号5の案件につきまして、深井委員、お願いします。

深井委員 同じく、○○さんも○○地区で令和2年に法人設立したばかりですが、たまたま農地の貸借で、前回説明したときに本人からお聞きしましたが、ブドウのワインの苗が大きくなる前に海外でいろいろ研修をしたそうです。地元の方に聞いても、非常に熱心で、このような方が○○地区にあるワインの発展に貢献していただければと思います。

議長 ありがとうございます。

番号5の案件につきましてそれぞれご意見ご質問ありますか。よろしいですか。全体としてよろしいですか。

それでは全体通して委員の皆さんからも、ご意見いただきましたが、私から一言申し上げさせていただきますと、全体的に経営計画がそれぞれ出ていますが、その経営に基づいて農業経営を推進される中で申請されました。

特に認定農業者の皆さんは、計画に基づいた内容で事業が期待通りに進められ

ることを期待とご祈念申し上げます。自然界の作業ですので、自然に対応できるような形で進めていければいいですが、何があるかわかりません。

いずれにしても、自然とタイアップして上手く経営に乗り越えていただければと思っています。

それでは全体でご意見がなければ原案通り審査を終了とし承認といたしますが よろしいですか。

それでは以上をもちまして第9回の農業経営改善計画認定農業者の審査会は終了させていただきます。

議案といたしまして挙げましたのは、すべて終了いたしました。

ご協力大変ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)